

横手市議会 令和2年 第1回 3月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和2年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和2年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和2年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和2年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
報告第1号	専決処分の報告について 損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償額 (賠償額 21,098円)
報告第2号	専決処分の報告について 損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分	車両物損事故の損害賠償額 (賠償額 41,870円)
報告第3号	専決処分の報告について 損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分	除雪作業中の物損事故の損害賠償額 (賠償額 140,800円)
報告第4号	専決処分の報告について 損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分	除雪作業中の車両物損事故の損害賠償額 (賠償額 119,603円)
報告第5号	放棄した債権の報告について	横手市債権の管理等に関する条例の規定に基づき決定した債権放棄の報告

区分	議案等の名称	概要説明
議案第1号	<p>横手市印鑑条例の一部を改正する条例 (公布日施行)</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <p>内容 成年被後見人等の欠格条項等を設けている法律が改正されたため、印鑑登録を受けることができない者について「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるもの。</p>
議案第2号	<p>横手市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例 (R2.4.1施行)</p>	<p>国民健康保険の制度改正に伴う現行条例の一部改正</p> <p>内容 国民健康保険制度改正により、県が財政運営の主体となり、保険給付に必要な費用を全額、県が市に交付し、市は国民健康保険事業費納付金を県に納付する制度となった。 これに伴い、第1条(設置)の字句を整理し、第6条(処分)の字句の整理及び次の処分することができる項目を追加するもの。 ① 国民健康保険事業費納付金に要する費用に充てるとき。 ② 保健事業に要する経費に充てるとき。</p>
議案第3号	<p>横手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 (公布日施行)</p>	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <p>内容 引用している法律の題名及び条番号が改められたため、第7条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改めるもの。</p>
議案第4号	<p>横手市立保育所設置条例の一部を改正する条例 (R2.4.1施行)</p>	<p>市立保育所を廃止するための現行条例の一部改正</p> <p>内容 横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画に基づく民営化に伴い、第3条の表中「睦合保育所」、「植田保育所」及び「たいゆう保育園」の項を削るもの。</p>

区分	議案等の名称	概要説明
議案第5号	<p>横手市児童館設置条例の一部を改正する条例 (R2.4.1施行)</p>	<p>児童館を廃止するための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五味川児童館及び女郎出児童館を自治会へ無償譲渡するにあたり、当該児童館を削除するもの。 ・わんぱく館については、現在休館中だが、児童館機能は横手市児童センターが代替機能を果たし、学童保育は代替施設として上内町の民家で実施中であることから、当該児童館を削除するもの。
議案第6号	<p>横手市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行、R1.10.1適用)</p>	<p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条及び第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
議案第7号	<p>横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (公布日施行)</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支給認定」を「教育保育・給付認定」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める等の改正 ・子ども・子育て支援法施行令に基づき、定義規定を追加(第2条) ・幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額の支払いは満3歳未満保育認定子どもに係る保護者に限るものとし、食事の提供に要する費用の取扱いを変更する改正(第13条第1項、第4項) ・上記の改正に伴い、準用規定等の改正や字句を追加 ・その他所要の改正
議案第8号	<p>横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (公布日施行)</p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)等の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保について要件を緩和する規定を追加(第6条第4項、第5項) ・成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を削除する児童福祉法の一部改正により、条項ずれが生じたことに伴う改正(第23条第2項第2号) ・満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定を追加(第45条第2項) ・家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する経過措置期限を5年延長(附則第4項) ・その他所要の改正

区分	議案等の名称	概要説明
議案第9号	<p>横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>(R2.4.1施行)</p>	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第61号)等の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11条第3項において、放課後児童支援員認定資格研修実施者に指定都市の長を追加 ・同項第5号において、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として、専門職大学の前期課程を修了した者を追加 ・附則において規定している職員・専用区画の面積・支援の単位に係る経過措置を令和7年3月31日まで延長
議案第10号	<p>横手市企業振興条例の一部を改正する条例</p> <p>(R2.4.1施行)</p>	<p>立地企業等の増加に伴い、業種や職種の多様化に対応した指定基準を定めるための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条の指定の基準に次の事項を追加 ・単年度当たりの新規常勤雇用者の数が20人以上であること。
議案第11号	<p>横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(R2.4.1施行)</p>	<p>道路法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第112号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第2項中、道路占用料の消費税の課税に係る規定を定性的な規定に改正 ・別表の道路占用料の額について、上記政令に合わせ改正 ・約3割近い値上げもあるため、国にならい、一部改正条例の附則第3項において2割までの値上げを上限とする経過措置を規定
議案第12号	<p>横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>(R2.4.1施行)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和元年経済産業省・国土交通省令第3号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅や共同住宅の省エネ性能の評価について、新たな評価方法が定められたことに伴う改正。主なものは次のとおり。 ・別表第6及び第7において、共用廊下等を評価省略した場合の取扱いについて追加 ・別表第7で規定している簡易評価方法に新たな簡易評価方法を追加 ・その他所要の改正

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第13号	横手市営住宅管理条例等の一部を改正する条例 (R2.4.1施行)	<p>民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号)及び民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年政令第183号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 横手市営住宅管理条例の一部改正 ⇒市営住宅の明渡しを請求する場合に徴収することができる金銭の額の計算に用いる利率を「年5分の割合」から「法定利率」に改正 ② 横手都市計画事業駅西地区土地区画整理事業施行条例の一部改正 ⇒清算金に付す利子の利率を「年6パーセント」から「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改正 ③ 横手都市計画事業三枚橋地区土地区画整理事業施行条例の一部改正 ⇒清算金に付す利子の利率を「年6パーセント」から「分割徴収する場合にあっては法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内、分割交付する場合にあっては当該法定利率」に改正 	
議案第14号	横手都市計画事業中央第二地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例 (R2.4.1施行)	横手都市計画事業中央第二地区土地区画整理事業が終了したため、現行条例を廃止するもの。	
議案第15号	新市建設計画の変更について	内容	平成17年に横手平鹿8市町村合併協議会が策定し、横手市が引き継いだ「新市建設計画」の計画期間等の変更。 法律改正に伴い、本計画に基づく合併特例債の発行可能期間が令和7年度まで再延長されたため、計画期間及び財政計画の内容を一部変更する。
議案第16号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	建物	旧横手西中学校(体育館部分) 785.00㎡
		土地	横手市黒川字一本木32番地 1,066.00㎡
		相手方	横手市安本字南御所野10番地18 横手精工株式会社 代表取締役 佐々木 又英
		貸付料の額	建物:無償 土地:横手市普通財産貸付料算定基準によって算出した額の2分の1の額
		貸付けの期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第17号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	建物	旧山内学校給食センター 365.00㎡
		土地	横手市山内土渕字菅生37番地16 771.00㎡
		相手方	横手市山内土渕字小目倉沢34番地8 株式会社ウツディさんない 代表取締役 石山 清和
		貸付料の額	建物:無償 土地:横手市普通財産貸付料算定基準によって算出した額の2分の1の額
		貸付けの期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
議案第18号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	建物	旧大雄学校給食センター及び旧大雄中学校食堂棟、配膳室、渡り廊下 690.37㎡
		土地	横手市大雄字狐塚261番地の内 876.00㎡
		相手方	横手市大沢字羽根山102番地 農事組合法人大沢ファーム 代表理事 小川 忠洋
		貸付料の額	建物:無償 土地:横手市普通財産貸付料算定基準によって算出した額の2分の1の額
		貸付けの期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
議案第19号	権利の放棄について	相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの。	
		内容	医療費個人負担金
		放棄額	70,000円
議案第20号	権利の放棄について	相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの。	
		内容	医療費個人負担金
		放棄額	66,000円

区分	議案等の名称	概要説明
議案第21号	権利の放棄について	相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの。
		内容 医療費個人負担金
		放棄額 551,292円
議案第22号	権利の放棄について	相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの。
		内容 医療費個人負担金
		放棄額 68,336円
議案第23号	権利の放棄について	相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの。
		内容 医療費個人負担金
		放棄額 1,050円
議案第24号	市道路線の廃止について	6路線の廃止
		・圃場整備事業関連(栄南部地区) 3路線
		・圃場整備事業関連(金屋地区) 1路線
		・周辺道路整備関連(平鹿地域、山内地域)2路線
議案第25号	市道路線の認定について	13路線の認定
		・圃場整備事業関連(栄南部地区) 2路線
		・圃場整備事業関連(金屋地区) 1路線
		・区画整理事業関連(三枚橋地区) 2路線
		・開発行為関連(横手地域、平鹿地域)4路線
		・道路新設関連(横手地域、増田地域)2路線
		・周辺道路整備関連(十文字地域、山内地域)2路線
議案第34号	令和2年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	市営温泉施設特別会計へ一般会計から110,049千円以内を繰り入れる。
議案第35号	令和2年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて	浄化槽市町村整備推進事業特別会計へ一般会計から11,563千円以内を繰り入れる。